

# 兵庫県ソフトテニス連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、兵庫県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)と称し、公益財団法人日本ソフトテニス連盟の兵庫支部を兼ねる。

(目的)

第 2 条 本連盟は、ソフトテニスによって健康増進とスポーツ精神を養い生活の明朗化を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの振興。普及発展への広報活動。指導奨励及び指導者の育成。
- (2) ソフトテニスの各種大会及び対抗試合の実施又は協賛。
- (3) ソフトテニスに関する調査・研究。
- (4) 他団体との連絡協調。
- (5) その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

## 第2章 会員及び組織

(会員)

第 4 条 本連盟の会員は、本連盟に加盟している兵庫県内に所在するソフトテニス団体に登録する者とする。

2 本連盟は、次の各号に掲げる部会を置く。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1)第1部会(35歳未満)       | 実業団・レディース・クラブ在籍    |
| (2)第2部会(35歳以上～45歳未満) | 実業団・レディース・クラブ在籍    |
| (3)第3部会(45歳以上～55歳未満) | 実業団・レディース・クラブ在籍    |
| (4)第4部会(55歳以上)       | 実業団・レディース・クラブ在籍    |
| (5)第5部会(実業団)         | 実業団 在籍             |
| (6)第6部会(大学生)         | 県学生ソフトテニス連盟在籍      |
| (7)第7部会(高校生)         | 県高等学校体育連盟ソフトテニス部在籍 |
| (8)第8部会(中学生)         | 県中学校体育連盟ソフトテニス部在籍  |
| (9)第9部会(小学生)         | 県小学生ソフトテニス連盟在籍     |
| (10)第10部会(レディース)     | 県レディース連盟在籍         |
| (11)第11部会(クラブ)       | 県クラブ連盟在籍           |

(入会)

第 5 条 新たに本連盟の会員になるものは、入会金を納め、所定の入会手続きを行うものとする。

2 加盟団体は別に定める加盟費を毎年納入しなければならない。

3 加盟費を2年以上滞納したときは退会したものとする。

(退会)

第 6 条 本連盟を退会するときは、退会届を提出するものとする。

(休会)

第 7 条 本連盟を休会するときは、休会届を提出するものとする。

2 加盟団体は別に定める休会費を毎年納入しなければならない。

### 第3章 役員及びその職務

(役員)

第 8 条 本連盟に次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会長      | 1名  |
| (2) 副会長     | 若干名 |
| (3) 理事長     | 1名  |
| (4) 副理事長    | 若干名 |
| (5) 理事(各部会) | 各2名 |
| 理事(会長推薦)    | 若干名 |
| (6) 監事      | 2名  |
| (7) 幹事      | 若干名 |

(役員を選任)

第 9 条 会長及び副会長の選任は、評議員会において推挙する。

2 理事長及び副理事長の選任は、理事会が推薦し、評議員会の決定により、会長が委嘱する。

3 理事の選任は、次の通りとする。

- (1) 第4条に規定する1部会～4部会の中からそれぞれ2名を選出し、会長が委嘱する。
- (2) 第4条に規定する5部会～11部会で推薦された、それぞれ2名を、会長が委嘱する。
- (3) 学識経験者から若干名を、会長が委嘱することができる。

4 監事は、理事会が推薦し、評議員会の決定により、会長が委嘱する。

5 幹事は、本連盟の運営上に必要な者を選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、次の通りとする。

- (1) 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を処理する。
  - (2) 理事長は、各部会の理事会の職務を選択し、会長の承認を得て、これを発表する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、それぞれの大会の運営については、第1部会～第11部会の組織によるそれぞれの部門を担当する。ただし相互扶助による協力をするものとする。

- 6 監事は、本連盟の会計ならびに業務執行の状況を監査する。
- 7 幹事は、本連盟の庶務を補助する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2カ年とする。ただし再任は妨げない。

(名誉会長・顧問・参与)

第12条 本連盟に、名誉会長・顧問・参与を、置くことができる。

- 2 名誉会長・顧問・参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 上記の役員は、会長もしくは副会長の要請により、その諮問された事項について助言を与える。

(評議員)

第13条 評議員は、本連盟の加盟団体の代表各1名とする。

- 2 評議員が、第8条各号の役員に選出されたときは、当該加盟団体はこれに代わる者を推薦する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

第14条 本連盟の会議は、次の通りとする。

- (1) 役員会
- (2) 理事会
- (3) 評議員会
- (4) 専門委員会

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、監事をもって構成する。

- 2 役員会は、原則として年3回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。
  - (1) 理事会に付議する事項に関すること。
  - (2) 評議員会に付議する事項に関すること。
  - (3) 各種行事及びその実施に関すること。
  - (4) 各種大会の選手選考に関すること。
  - (5) 特別会計の設置及び廃止に関すること。
  - (6) その他、重要事項に関すること。
- 3 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。
- 4 役員会の議事は、出席者(監事を除く)の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会)

## 【資料】

第16条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。

2 理事会は、原則として年2回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。

- (1) 評議員会に付議する事項に関すること。
- (2) 各種行事及びその実施に関すること。
- (3) 各種大会の選手選考に関すること。
- (4) 特別会計の設置及び廃止に関すること。
- (5) その他、緊急を要すること。

3 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。

4 理事会の議事は、出席者(監事を除く)の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(評議員会)

第17条 評議員会は、第8条に規定する役員及び名誉会長・顧問・参与ならびに評議員を持って構成する。

2 評議員会は、原則として年1回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) その他、本連盟の運営に関すること。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第18条 専門委員会は、会長の委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、会長から付託された専門の事項について調査・審議する。

## 第5章 事務所

(事務所)

第19条 本連盟の事務を処理するため、事務所を、兵庫県神戸市中央区多聞通3丁目3-16甲南第1ビル1107内に置く。

## 第6章 会計

(経費)

第20条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 加盟費
- (2) 入会金
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入(個人会費など)

(予算及び決算)

第21条 本連盟の収支予算は、理事会の審議を経て評議員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日をもって終わる。

(特別会計)

第23条 本連盟は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

## 第7章 補則

(補則)

第24条 本規約施行に必要な細則に関しては、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

附則

昭和42年4月 1日改正

昭和51年4月 1日改正

昭和54年4月 1日改正

昭和63年4月 1日改正

平成11年4月 1日改正

平成17年4月 1日改正

平成21年2月22日改正

平成25年3月3日改正